

## 令和4年 第2回 真庭市農業委員会総会 議事録

### 1. 開催日時 令和4年2月10日(木)

午前10時00分から午前11時00分

### 2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

### 3. 出席委員(42人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美

5番 福島康夫 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平

10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝 13番 長銚忠明

14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴 17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明

25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利 28番 太安隆文

29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三 32番 長尾 修

33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 36番 池田琢璽 38番 各務和裕

39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 井上 達

43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 石田 勉

### 4. 欠席委員(4人)

農業委員 9番 武村一夫

推進委員 24番 市本裕司 35番 岡 俊彦 37番 池田和道

### 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第10号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第11号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第12号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について

日程第8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について  
その他

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 金崎正一 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕

加藤真弓

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまから令和4年2月総会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いします。

会 長 皆さんおはようございます。寒い日が続いておりますけど、ご出席いただきましてありがとうございます。

市の北部のほうはかなり積雪があるということで非常に大変だろうというふうに思います。頑張っていたきたいというふうに思います。

1月に入りまして、ウイルスのほうはかなり激しく出ております。真庭市のほうでも発生しておりますので非常に気をつけていかなければというふうに思っております。3回目のワクチンを今打っているところでございます。早く皆さんが打てるように頑張っていたきたいというふうに思います。

農業委員会でも、2月に予定しておりました視察研修が今回は中止ということになりました。致し方ないというふうに思います。事務局のほうには非常に頑張っていたきまして準備していただきましたが、残念でございますが。来年度に視察のほうは行いたいということなので、またいいプランをつくって皆さんのほうにお諮りしたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

それから、今農閑期ということでこれから徐々に農作業のほうも忙しくなるということでございます。3月には再生協のほうも作付の調査ということがあるというふうに思います。米価が非常に安かった昨年に続きまして、今年はどういうふうにするか、皆さんいろいろ考えておられる方も大勢あるというふうに思います。どのような状況になるか、まさに見守るしかないわけでございますが、農業委員会、農業委員さんのほうにも非常にこれから負担がかかるのではないかとというふうに思います。何かいろいろ建議のほうもありますので、そこら辺のことをしっかりと市のほうにも伝えていければというふうに思っております。今後ともよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の欠席委員は1名で、9番委員よりその旨通告がありました。よって、ただいまの出席委員は19名中18名で定足数に達しておりますので、2月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、3番委員、4番委員を指名いたします。

日程2、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は9件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人2名が、北房の譲受人に、申請農地、田6筆4,701㎡、畑6筆2,934㎡を、贈与により持分の9分の1ずつ所有権移転し、現在譲受人が持っている持分9分の7と合わせて共有名義から個人名義とする申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、21番推進委員さんから説明をお願いいたします。

21番推進委員 議長。

議長 はい、21番推進委員。

21番推進委員 21番推進委員です。

番号1につきまして、1月30日に譲受人に立会いをいただきまして現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細についてですけれども、譲受人、譲渡人2人は兄弟の関係です。相続が発生して持分相続という名義となっておりますので今回申請があったものですが、実際に譲渡人が農業に従事したことはありませんけれども、譲受人が従来から耕作している土地であります。このたび持分の贈与の話がまとまりまして、譲受人が申請地を取得するものです。続きまして、譲受人の耕作状況についてですけれども、譲受人は従来どおり1人で農業に従事してきておりますけれども、畑については高齢に伴い不耕作地となっております。畑については今後の課題として相続人に対応をお願いしております。今回は3条の申請であります。兄弟の持分贈与であり、譲受人の耕作状況は何も変わりはありません。したがって、現在耕作している農地については従来どおり農作業に従事できるというふうに認められます。

以上のとおり、耕作状況及び従事日数等についても問題はありませんと思われる

のでよろしくお願ひいたします。

以上、ほかには問題ないと思ひますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願ひいたします。

事務局主事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆1, 058㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願ひいたします。

22番推進委員 22番推進委員です。

議 長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 番号2についてご報告します。

去る2月2日、申請代理人、譲受人の立会いの下、現地確認をいたしました。権利移転に対する事由の詳細ですけれども、両者は隣人の関係でありまして、譲渡人は高齢となったため、昨年からは休耕をせざるを得なくなっておりました。譲受人は当該田の近くに多くの田を有しており規模拡大を考えておるところでありまして、両者の意向がマッチしたので今回売買契約に至ったものという説明でございます。譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は2人家族で、トラクター、田植機、コンバイン、一式有しており、1.5ヘクタールの耕作を今続けてやっております。話を聞きますと、今後まだ規模拡大をもくろんでおるといふことで、今後も当該田の近辺の田を購入したいという希望を持っております。集約した田んぼを手に入れて効率的農業にチャレンジしたいという話でありますので、今後の耕作に一切問題ないと思われまふ。その他指摘事項はございませぬ。審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願ひいたします。

事務局主事 番号3でございますが、久世の譲渡人、相続財産管理人が、資金を必要とするため、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1, 187㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんが欠席のため、8番委員さんから説明をお願ひいたします。

8番委員 はい。

議 長 はい、8番委員。

8番委員 8番委員です。

3番の議案について説明いたします。

この件は、譲渡人が亡くなり、今現在はその遺族が県外で生活している状況です。

したがいまして、現在財産管理人を立てているという状況にあります。ただ、譲受人、譲渡人は株内関係にありまして、2年間にわたって譲受人がこの農地を管理してきたという経緯がございます。そして、このたび譲渡の話が出たということでもあります。譲受人の耕作状況ですが、現在家族4名で5反の水田を耕作しており、息子さんも大型免許を持っておりまして、ハロー付のトラクターとか田植機等を所有しておりまして耕作能力を十分っております。また、農地法第3条第2項のいずれにも該当しない状況で問題はないと考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、労力不足により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆759㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議 長 はい、7番委員。

7番委員 7番です。

番号4について、去る1月29日に譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行いましたので、その内容につきましてご報告をさせていただきます。

譲渡人は現在兼業農家として農業を営んでおりますが、今回の申請地につきましては譲渡人の家からは距離が遠く、今現在保全管理の状態で維持管理をしております、また本人も高齢となり、今後の維持管理が難しくなったということから、申請地近隣の方に維持管理について相談していましたが、このたび申請地が住宅と隣接しております譲受人との売買の話がまとまりまして譲り受けるものでございます。譲受人は勤めをしながら母親、妻とで稲作、ブドウを中心に農業を行っておりまして、そのために必要な農機具もトラクター、田植機をはじめ、一通り保有しております。申請地取得後も適切な農地管理を行うものと思われれます。その他指摘事項は特にありません。審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、落合の譲受人に、申請農地、畑2筆775㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 議長、27番推進委員です。

議 長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 議案第7号の5番の案件です。

譲渡人は県外に在住しており、また最近体調を崩して入院しており、連絡は取れませんでした。ご自分の体調を考えた上でかねてより耕作を依頼していた譲受人に農地の購入をお願いしたようです。1月29日に譲受人にお会いいたしました。譲渡人からの依頼を受け、以前からの付き合いもありお受けしたということです。譲受人はトラクター、管理機等を保持しており、農地60アール、ビニールハウスも5棟も維持しており、さらにニューピオーネは20アール、これは■■■■地区のほうですが作っております。高齢ではありますが、今後十分運営できると思っております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 2ページをお開きください。

番号6でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、落合の譲受人に、申請農地、田2筆1, 610㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 27番推進委員です。

議 長 はい。

27番推進委員 議案第7号の6番の案件です。

譲渡人につきましては、5番と全く同じでございますので省かせていただきます。譲受人は現在トラクター、コンバインを一通り農機も保持しており、水稻も61アール、野菜も55アール作付しており、野菜をスーパーマーケットなんかに出荷もしております。今後十分に運営できるものと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、湯原の譲渡人が、相手方の要望により、同じく湯原の譲受人に、申請農地、畑2筆1, 248㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議 長 はい、2番委員。

2番委員 2番です。

7番についてご説明いたします。

去る2月5日に譲受人立会いの下、現地調査及び聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は近所同士でともに声を掛け合ったりする中にあり、今回対象の譲渡人の農地が譲受人の農地の点在している周辺にあることから耕作したいということでこのほど話がまとまり、権利移転するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は高齢者独り暮らしですが、隣に新築して娘夫婦と孫が生活しており、農繁期には農作業の手伝いを行っております。現在水稲30アール、ピオーネ、シャインマスカットを120アール栽培しており、作業多忙のときは臨時雇用も行っております。必要な農機具も完備しており、農地取得後は規模拡大により農作業に十分従事していくものと思われます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、湯原の譲渡人が、労力不足により、同じく湯原の譲受人に、申請農地、田3筆2, 870㎡、畑1筆121㎡を、贈与により持分2分の1を所有権移転し、譲渡人、譲受人の共有名義にする申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議 長 はい、2番委員。

2番委員 2番です。

8番について説明いたします。

本件につきましても、2月5日、譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査及び聞き取り調査を行いました。譲受人と譲渡人は兄弟で同居しており、譲受人は自営業を行いながら農業にも従事しております。今回の対象農地は事務局から説明がありましたように、4筆を共有地として持分の2分の1を権利移転するものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人と譲渡人は先ほど説明しましたが一緒に生活をしておる中で現在水稲を中心に約50アールの耕作をしており、また必要な農機具も完備しております。農地取得後も耕作に十分従事していくものと思われます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、勝山、八束の譲渡人、成年後見人が、農業廃止により、八束の譲受人に、申請農地、畑5筆36, 872㎡を、売買により持分所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、41番推進委員さんから説明をお願いいたします。

41番推進委員 41番推進委員です。

議 長 はい、41番推進委員。

41番推進委員 去る1月31日に、現地は[REDACTED]であってかなりの雪のため確認ができませんでした。1番委員と相談しながら譲受人と電話で話を伺い、また昨日譲受人の後見人の方にも話を伺うことができました。譲渡人は5年前まで大型の大根農家でしたが、事故を受けられ施設に今入居されていて、後見人として司法書士を立てられています。譲受人は隣の集落で以前牧草を作付されていたこともあり、このたび移転の話がまとまりました。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在ご夫婦、息子さん夫婦4人で法人化されてホルスタイン約90頭を飼育されています。今後も酪農に従事されていけます。その他指摘事項はありませんので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は3件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（北房）は、現在の墓地が急傾斜地を登った場所にあるため、墓参りや維持管理が困難になってきたことから、畑1筆20㎡を、墓地用地に、同じく畑1筆39㎡を、進入路にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成[REDACTED]円。費用の内訳として、自



己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、21番推進委員さんから説明をお願いいたします。

21番推進委員 議長。

議 長 はい、21番推進委員。

21番推進委員 21番推進委員です。

番号1につきまして、去る1月30日に申請人立会の下、現地確認を行いました。転用しようとする理由の詳細ですけれども、先ほど事務局が説明した内容ですけれども、申請人の墓地は現在高台の山林に囲まれた不便な位置にありまして、今回自宅裏の畑の一部に墓地を移転し、進入路を整備するため、墓地用地と道路用地を申請するものであります。続いて、申請地の位置ですけれども、申請地は申請人の自宅裏、住宅から北側になりますけれども、そこに位置しております。周辺の状況ですけれども、東は自分の畑、西は社跡地になっております、社があったんですけども更地にしております。南側については自分の自宅です、北側は自分の畑というふうな状況になっております。

以上のとおり、本案件について転用はやむを得ないものと思われまひ。周辺農地への影響についても問題はないと思われまひので、ご審議方よろしくお願ひいたします。その他指摘事項についても何もございませんのでよろしくお願ひします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。番号2は一部追認案件でございます。

申請人（落合）は、自営業であり、作業所が必要になったこと、また家族が増え、駐車場が必要となったことから、畑1筆256㎡のうち103㎡を、作業所として、同じく畑256㎡のうち153㎡を、露天駐車場として住宅用地にするため、転用申請するものです。そのうち作業所は既に建てられているため、追認となります。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま整備しており、今後このようなことがないよう反省し、てんまつ書が添付されております。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんが今日は欠席のため、8番委員さんから説明をお願いいたします。

8番委員 議長。

議 長 はい、8番委員。

8番委員 8番委員です。

この2番の案件につきまして説明します。

申請者は息子夫婦と同居しております、自宅で■■■■を行っており、駐車スペースが不足したために自宅の西側に駐車場を作るものです。周囲の状況ですが、自宅の西側が畑で市道に面しており、周辺に農地はなくて、この転用に伴う問題は無いと思われま

す。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号3でございます。

4ページをご覧ください。

申請人(湯原)は、対象である農地は道路と河川の間位置しており、細長い形状で1筆の中に狭小で段差のある田が3枚あり作業効率が悪いことから、申請地、田1筆3, 113㎡を造成し、田として利用するため、一時転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、断面図、被害防除計画書が添付されています。なお、申請地所有者が死亡しているため、相続人全員から転用申請することについての同意書が添付されています。一時転用期間は、許可後から令和6年12月31日までです。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、39番推進委員さんから説明をお願いいたします。

39番推進委員 議長。

議 長 はい、39番推進委員。

39番推進委員 39番です。

3番についてを説明いたします。

去る1月30日に申請者の息子に当たられる方と現地確認をいたしました。転用しようとする理由は、狭いところで段差があるために、近所の土建屋が建設残土の処分地を探しておったのでこの候補として、残土で造成をするものであります。そのために残土量が確保できないので3年という長い転用期間を設けております。申請の位置なんです、■■■■から北に1.2キロ上がった地点にあります。周囲の状況なんです、南から東を東通って北に川が流れており、西側が市道を通るともう完全に孤立というか、そういうところにありますんで周辺農地へ影響するところはありません。造成が完了後は田んぼにして、あと何らかの耕作をしたいということで申しておりましたんで、特に指摘事項はございません。ご審議よろしくお

議 長 ありがとうございます。  
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。  
これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手をお願いいたします。  
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。  
これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第8号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程4、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。  
番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は2件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、不動産・土木建築業を営んでおります。現在申請地近くに資材置場を借りていますが、返却しなくてはならなくなり代替地が必要となったため、申請地、田1筆673㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、露天資材置場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号1について報告いたします。

去る2月1日に譲受人立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲渡人は高齢でこの数年間は耕作しておらず、管理を人に頼んでおりましたが、今後も耕作してくれる跡取りもおらず、自分で耕作をする意思もないとのことで、譲渡人から農地の処分について相談を受けておりましたが、事務所内の資材置場の移転に困っており、事務所近くでもあり、資材置場として購入することで話がまとまったものです。申請地の位置等ですが、[ ]から東へ約150m、事務所から北に80mの地にあります。周囲の状況は、東側は宅地、一部田、西側は田、南側は田、北側は市道に面しております。農地への影響はないと思われま。その他指摘事項もないので、審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人(久世)は、自宅で[ ]を営んでおりますが、取引業者の駐車スペースなどが手狭なため、申請地、畑1筆225㎡を、譲渡人(久世)から譲り受け、露天駐車場に整備するため、転用申請するものです。申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[ ]円、土地造成[ ]円。資金の内訳として、自己資金[ ]円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 議長。

議長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番でございます。

番号2につきて報告いたします。

1月31日に譲受人、譲渡人、双方立会いの上、面談、報告を受けました。転用しようとする事由の詳細といたしまして、申請地は譲受人が大阪のほうから実家のほうへ令和3年の春に帰ってきております。そして、自営業をやっております。事業に伴い手狭になったということで、申請地は自宅の近く、譲渡人所有の休耕地があり、譲渡人と売買交渉が成立し、露天駐車場として申請するものです。譲渡人は譲受人の父親と同じ地区の人であり、同年代の幼なじみでもあり、交渉自体は父親と譲渡人の間で行われておりました。登記自体は息子の名義で登録するというこで、譲受人にするものです。申請地の位置でございますが、申請地は譲受人の自宅前、[ ]の道路を挟み向かい側にあり、譲渡人の自宅より約50mのところでございます。周囲の状況ですが、東は畑、西、駐車場、南、宅地、北、道路となっております。周辺農地への影響、申請地は北側は道路、[ ]は雑種

地、南は申請地と2mぐらいの段差があり宅地となっております。また、東側のほうは段差1mほどありますが畑、西側は段差なしの駐車場ということでございます。周辺地は露天の駐車場であり、周辺に対しての影響はないと思われま。その他の指摘事項ですが、特にはございません。審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第10号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第10号について、7ページをお開きください。

議案第10号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和4年2月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全61筆でございます。

なお、9ページ、番号5003-1については、令和2年度利用状況調査で低利用農地と再整備困難と判定した農地の貸し借りとなっております。解消に至った経緯ですが、貸し人と借り人は親子関係にあり、息子と話がまとまり申請に至ったものです。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手でお願いいたします。  
質疑はございませんか、よろしいですか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第10号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第10号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程6、議案第11号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程7、議案第12号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 先日議案等は別途お送りさせていただきました議案第11号について、13ページをご覧ください。

議案第11号、農用地利用集積計画の決定について。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画が上がっております。

続きまして、議案第12号について、15ページをお開きください。

議案第12号、農用地利用配分計画に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。案といたしまして、令和4年3月28日付で公告の予定でございます。配分計画案については議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合いマッチングが成立したものです。

全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手でお願いいたします。  
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第11号、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第12号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 17ページをお開きください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の7件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議 長 報告第2号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。はい、どうぞ。

22番推進委員 22番推進委員です。

事務局にご質問があるんですけども、昨年秋、10月ぐらいだったと思うんですけども、新聞で話題になった農地ナビについて教えていただきたいと思います。話題になった後、データは新しくしたというご説明があつて確認させていただきました。確かに新しくなっておりますけれども、1つ、私の操作が悪いのかも分かりませんが、農振地域の農用地か否かという判定が今のナビでは私はできておりません。データが入っていないのか、私の操作が悪いのか教えていただきたいと思います。

事務局次長 失礼します。農地ナビの件でございますけれども、我々が管理しております農地台帳

というのがありまして、そこには農地の地番、面積、所有者、利用権のありなし、それから農振地の情報も入っております。それを更新するたびに、今は仕組みで申し訳ないんですけど、そのインターネット側に公開するという1つ手続がございますして、それは常に週1でやっております。台帳にはその農振地域の台帳が入っておりますんですけども、それがインターネット側のほうではちょっと公開されていないということですよ。そこにつきましては……。

22番推進委員 私には見えませんという。

事務局次長 ごめんなさい。そこが私どもの確認はできておりませんで、また確認しまして、またご返答させていただきたいと思います。

22番推進委員 ぜひお願いしたいと思います。

今日取り上げさせていただいたのは、多目的型の補助金、これは農用地でないと申請できない。それから、最近仕組みが変わって中間管理機構が農地売買云々という案件も農用地でないと駄目ですよということを言われております。農業委員、推進委員は、そのデータがないと仕事がしにくくなるということだと思えます。せっかくある農地ナビですから使わせていただきたい。真庭市のデータでは見えないけれども、津山とか総社とか、あの辺りに行きますと私の操作でも判定ができるということで、ぜひ公開していただきたいということをお願いします。

以上です。

議長 ほかにはございませんか。はい。

4番委員 4番です。

先ほど事前の説明の中で非農地通知を出すお仕事が始まっていくということをおっしゃっていただきました。それについてお願いです。今日もらったプリントをちよろちよろと見てますと、4ページ目に非農地とされたらどんな手続が必要か、つまり市民の方、所有者の方はどんなことを、この後どないするんやという話にきつとなると思うんですね。その説明がQ4で入ってまして、地目変更登記の申請を行ってくださいと書いてあります。これは本来そうすべきだと思うんですね。ところが、私は今本がないんですが、2年か3年ぐらい前に研修でいただいた農業委員携という本があって、その本の中に、こういう非農地通知の分を登記してみんなしんどいじゃないですか、自分で行けないので市役所がまとめて、委員会の事務局がまとめて登記の申請をしてくれる事案を紹介してあったんです。どこかの市がやっとなんです。また、なかったら出してみます。そんなふう今回大量にしようとしておられるんですね、きっと。もうこの際まとめてやっとなおうということやと思いますので、それだったらその登記の部分を、よその市のそんなんを参考にして、恐らく職権でやったら普通はできへん言うたはりました。けれども、登記所とうちの事務局ともきっちり話をつけて、まとめてして下さると、そういうやり方がよそでできとんやったら、ここもやっていただいたらいいと思うんです。ぜひ、これはまだ始まったばかりやけれど、恐らく市民の方は、一体私らどないしたらええかと



いうことをお聞きになると思いますので、そこんところをもう一か月、次の審査までにちょっと詰めていただいて、していただけるならぜひぜひお願いしたいと思います。お願いします。

議 長 今日よろしいですか。

4番委員 また、次のときまでをお願いします。

議 長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

<「なし」の声>

議 長 それでは、以上をもちまして2月総会を閉会したいと思います。次回3月総会は3月10日木曜日の午前10時からですので、よろしく願いいたします。

(午前11時00分 閉会)